

農地土壌の放射性物質濃度分布図の作成		施策番号164
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	54	農林水産省
章	第3	
節	2	
項	(10)	作成年月
目	②(iv)	平成25年5月
予算措置の状況		
【平成25年度】 ・放射性物質測定調査委託事業 22百万円【復興特会】		
施策の内容		
○福島県の生産者ほ場を対象に、農地土壌等の放射性核種の濃度を測定し、農地土壌の放射性物質濃度の推移を把握する。		
施策の進捗状況及び今後の予定		
○東電福島第一原発事故の発生に伴い、15都県、約3,400地点（うち福島県 約2,200地点）の農地土壌の放射性物質濃度を調査し、その結果を平成24年3月に公表。 ○平成24年度においても補足的な調査を行い、農地の除染など今後の営農に向けた取組を進めるため、農地土壌の放射性物質の分布について調査を実施。 ○平成25年度についても引き続き調査を実施中。		

特用林産物安全供給推進事業		施策番号165
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	54	農林水産省
章	第3	
節	2	作成年月
項	(10)	平成25年5月
目	②(iv)	
予算措置の状況		
【平成25年度】 ・特用林産物安全供給推進事業 38百万円【復興特会】		
施策の内容		
○きのこ原木等に係る放射性物質の継続的な調査等を支援。		
施策の進捗状況及び今後の予定		
○本事業により得られた福島県等における科学的知見により、平成24年8月にこれまでのきのこ原木及びほだ木の使用に係る当面の指標値(放射性セシウムの濃度の最大値)50ベクレル／kgを据え置くとともに、経過措置(一定条件の下で、150ベクレル／kg以下のきのこ原木の利用を可能とするもの)について条件の厳格化を実施。 ○今後も引き続きデータの収集を行う。		

森林内における放射性物質実態把握調査事業		施策番号166
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	54	農林水産省
章	第3	
節	2	
項	(10)	作成年月
目	②(iv)	平成25年5月
予算措置の状況		
【平成25年度】 ・森林内における放射性物質実態把握調査事業 30百万円【復興特会】		
施策の内容		
○森林内の放射性物質による汚染実態等を把握するため、樹冠部から土壌中まで階層ごとの放射性物質の分布状況等の調査・解析を実施。		
施策の進捗状況及び今後の予定		
○福島県内の3箇所(川内村、大玉村、只見町)の森林において、森林内の空間線量率、及び土壌等に含まれる放射性物質濃度に加え、立木について、葉や幹など部位別の放射性物質濃度等森林内の放射性物質の分布状況の調査を実施しており、調査結果をとりまとめ、平成25年3月29日に公表したところ。		

各種モニタリングの実施		施策番号167
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	54	※施策の内容を参照
章	第3	
節	2	
項	(10)	作成年月
目	②(iv)	平成25年5月
予算措置の状況		
【平成25年度】 ・放射性物質環境汚染状況監視等調査研究費 3,174百万円【復興特会】の内数 ・原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金 1,306百万円【復興特会】 ・避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業(区域見直しのための放射線モニタリング)232百万円【エネ特】 ・避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業 (避難指示区域等におけるモニタリングポスト等の導入)978百万円【復興特会】 ・環境放射能測定等の充実(可搬型モニタリングポスト等の維持管理等)1,018百万円【復興特会】 ・環境放射能水準調査等委託費(福島以外含)1,793百万円【エネ特】 ・水環境放射性物質モニタリング調査 600百万円【復興特会】 ・放射性物質地下水質モニタリング調査 50百万円【復興特会】 等		
施策の内容		
総合モニタリング計画(平成23年8月2日モニタリング調整会議決定、平成24年3月15日、4月1日、平成25年4月1日改定)に沿って、関係各府省庁が必要な取組を継続して実施。 (参考URL:総合モニタリング計画) http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/list/204/list-1.html 今後、避難指示区域等の見直しが進み、除染やインフラ等生活環境の整備状況等を踏まえた自治体等との協議を経て、住民の帰還も進んでいくことが考えられる。こうした状況を踏まえ、生活圏における空間線量率を把握し、住民の安全・安心を確保するためのリアルタイム線量測定システムの設置を拡充し、住民のニーズに応じたきめ細かなモニタリングの実施とモニタリング情報の適切な提供を実施する。		
施策の進捗状況及び今後の予定		
原子力規制委員会を中心に関係機関が連携し、空間線量率の測定や生活環境の様々な分野の放射性物質濃度測定等の各種モニタリングを実施するとともにその結果を公表。 引き続き、各種モニタリングを継続的に実施。 設置型の線量計測システムの整備。各地域の実情に応じた空間線量率の測定等の実施。		